

Macromedia ColdFusion Subscription プログラム規約

お客様(以下「甲」という。) およびマクロメディア株式会社(以下「乙」という。) 並び乙の正規販売代理店(以下「丙」という。) は、表記の Subscription 対象製品(以下「本件プログラム」という。) の Subscription プログラムに関し、以下の通り合意する。尚、甲乙丙の正式名称は、Macromedia ColdFusion subscription プログラム購入申込書記載の通りとする。

(目的)

第1条 乙は甲の Subscription プログラム料金の支払いと登録を条件として、当該時有効な乙標準の Subscription プログラムを甲に提供する。但し、乙は Subscription プログラムの提供により甲の問題が解決されることを保障するものではない。

(有効期間)

第2条 本規約の有効期間は Subscription プログラム購入日より2年間とし、契約の終了する月の最終日までとする。尚、Subscription プログラムの購入は、対象となる Macromedia ColdFusion ライセンスの購入日より30日以内に購入するものとする。

2. 甲は、次年度以降における Subscription プログラム更新について、乙の連絡に基づき、期間満了日までに丙を通じて乙所定の更新手続きを行うことを要する。甲が本項の更新手続きを怠った場合、本規約は自動的に解約される。

(義務)

第3条 甲は、住所変更、社名変更、お問い合わせ担当者の変更等、購入申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに丙を通じて乙に書面にて通知することを要する。甲が本通知を怠った場合、乙及び丙は本規約に基づき Subscription プログラムを甲に提供する義務を免れるものとする。

(Subscription プログラム)

第4条 本規約に関する Subscription プログラム料金および支払条件等については、乙が定め、丙を通じて甲に販売される。

2. 有効期間中に対象製品の新しいバージョンがリリースされた場合、乙は甲へ適切な数のライセンスを、直接または丙を経由して提供する。乙は登録済お届け先(住所変更をお知らせいただいた場合には、新しい住所)へ配送する。甲はライセンス契約している数まで、新しいバージョンをインストールすることができる。

3. 乙は、次年度の Subscription プログラム開始予定日の2ヶ月前までに書面によって甲および丙に通知することにより、当該年度以降の Subscription 希望小売価格を改定することができる。

4. 甲が本規約を解約し、その後に再購入を希望する場合には、対象製品のアップグレード製品及び Subscription の両方を再購入するものとする。購入にあたっては、乙所定の手続きに従い、乙に対し、乙所定の料金及び費用を支払うことを要する。

(規約の終了)

第5条 甲及び丙は30日前までに書面にて相手先当事者に通知

することにより本規約を随時終了させることができる。

2. 甲が本規約の条項に違反し、丙の書面による是正催告後15日以内にそれが是正されない場合は、丙は本規約を解除することができる。丙が解除した場合は乙に都度連絡を要する。
3. 丙は、甲に次の各号の一定に定める事由が発生した場合には、本規約を解除することができる。
- (1) 支払停止
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分又は強制執行手続の開始
 - (3) 解放の決議又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立
 - (4) 合併の決議をしたとき(株主及び営業内容が実質的に変わらない場合を除く)
4. 甲が本条第1項の権利を行使し、もしくは本条第2項乃至前項の事由に該当し、もって本規約が終了した場合、甲は乙から通知催告等がなくても、本規約に基づく自己の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにかかる債務を履行するものとする。また、かかる場合、本規約に基づく甲の権利一切は消滅するものとし、乙および丙が本規約に基づき受領した料金の返還は行われぬものとする。

(譲渡制限)

第6条 甲は、本規約に基づきいかなる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせ、または担保に供することは出来ない。

(輸出規制)

第7条 甲は、米国及び日本国の輸出関連法規のすべてを遵守するものとする。

(責任)

第8条 本規約に関して、甲又は乙および丙の作為または不作為に起因して相手方に損害が発生したときは、その損害の性質の如何を問わず、また、その請求が起訴等の法的手続きによってなされると否を問わず、甲又は乙および丙の責任は、現実に発生した直接損害に限られるものとする。かかる乙および丙の甲に対する損害賠償額は、その損害の原因となった Subscription プログラムにつき支払われた対価を限度とする。

2. 甲は乙および丙の履行補助者に対し、損害賠償請求をしないものとする。

3. データのバックアップを確保する責任は甲にあるものとし、前第1項の規定にかかわらず、甲は、Subscription プログラムの提供に起因するデータの喪失について乙および丙が一切の責任を負わないことに同意する。

(協議)

第9条 本規約の定めに関して疑義が生じた場合は、甲乙丙三者は信義誠実の原則及び法律の定めに従い協議し、円満解決を図るものとする。

(管轄)

第10条 本契約により生ずる紛争について、東京地方裁判所のみを第一審の管轄裁判所とする。